

(趣旨)

第1条 市は、社会教育及び社会体育活動の振興及び発展に寄与することを目的とし、次条に掲げる大会に参加する個人又は団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、曾於市補助金等交付規則(平成17年曾於市規則第38号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童生徒又は社会人が参加する文化活動及びスポーツ活動の全国大会・九州大会とし、かつ、文部科学省及び公益財団法人日本スポーツ協会並びにその傘下の団体が主催する非営利的な大会とする。ただし、鹿児島県内で開催される大会、小・中学校の各連盟等が主催する大会、国民体育大会及び高等学校の生徒が出場する各種大会は除くものとする。
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会から、強化選手及び有望選手として認定されている者(以下「認定選手」という。)が出場する国際大会。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に教育委員会が必要と認める大会

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第2条第1号関係

- ア 予選会を勝ち抜いて出場資格を得ているもの又は前年度優勝者(チーム)若しくは準優勝者(チーム)等として推薦されて出場資格を得ているもの。
- イ 大会の実施要項に定められている監督、コーチ又は選手であって、市内に住所を有するもの又は市外に住所を有する者であって市内の会社若しくは事業所等に勤務している者若しくは市内の小学校・中学校に通学する者。
- ウ 市内の団体が組織するチームとして出場するもの。ただし、鹿児島県選抜チームの一員として出場する場合は、この限りでない。

(2) 第2条第2号関係

- ア 市内に住所を有する認定選手及び認定選手が出場する大会へ随同行する監督又はコーチ

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、大会参加旅費の2分の1以内の額とし、他機関からの補助金がある場合これを差し引き、1,000円未満の端数を切り捨てる。ただし、第2条第2号については、大会参加旅費の3分の2以内の額とし、補助金の額は、1会計年度につき1人当たり40万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて生涯学習課に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号関係

- ア 大会実施要項及び参加者名簿
- イ 予選大会の実績を記載した資料又はその写し

(2) 第2条第2号関係

- ア 認定選手として確認できる書類の写し
- イ 大会に参加することを確認できる書類の写し
- ウ 認定選手の監督又はコーチであることを確認できる書類の写し

(補助金の支払方法)

第6条 補助金の支払方法は、精算払いとする。

(実績報告書)

第7条 申請者は、大会終了後速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 参加者実績名簿(別記様式)
- (2) 大会に必要な旅費を証明できる写し

(3) その他参考となる資料

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委告示第2号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月24日教委告示第5号)

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

附 則(平成31年1月31日教委告示第1号)

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和4年2月15日教委告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月28日教委告示第4号)

この告示は、本庁増築庁舎の開庁の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日教委告示第1号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

参加者実績名簿

団体(チーム)名 _____

No.	氏名	住所	備考